

豊中市公金収納デジタル化検討会議設置要綱

(目的)

第1条 本市における地方税ポータルシステム（以下「エルタックス」という。）を活用した公金収納のデジタル化の取組みを全庁的に進めるため、豊中市公金収納デジタル化検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市が行う公金収納の現状の把握に関すること。
- (2) 国が進めるエルタックスを活用した公金収納のデジタル化の動きについての情報の収集及び共有に関すること。
- (3) 各部局が所管する公金収納のシステムにおけるエルタックス活用のための準備に関する調整及び進捗管理に関すること。
- (4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は会計管理者の職にある者をもって、副議長は財務部長の職にある者をもって、それぞれ充てる。
- 3 委員は別表1に掲げる職員をもって充てる。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(検討会議)

第4条 検討会議は、必要に応じて議長が招集し、議事を進行する。

- 2 議長に事故があるときは副議長がその職務を代理する。
- 3 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(調整会議)

第5条 第2条の所掌事務に関する状況等を整理し、検討会議の円滑な運営を図るため、検討会議に、調整会議を置く。

- 2 調整会議は、必要に応じて税務・債権管理長が招集し、議事を進行する。
- 3 調整会議の委員は、別表2に掲げる職員をもって充てる。
- 4 税務・債権管理長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局は会計課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に必要な事項は議長が定める。

附則

この要綱は、令和6年2月2日から実施する。

別表1 検討会議委員

	職名	備考
議長	会計管理者	
副議長	財務部長	
委員	財務部 税務・債権管理長	
〃	総務部 行政総務課長	総務担当課長
〃	都市経営部 経営戦略課長	総務担当課長
〃	都市経営部 デジタル戦略課長	デジタル・ガバメント推進所管課長
〃	都市活力部 魅力文化創造課長	総務担当課長
〃	環境部 ゼロカーボンシティ推進課長	総務担当課長
〃	財務部 財政課長	総務担当課長
〃	財務部 税務管理課長	個別収納業務所管課長
〃	財務部 債権管理課長	個別収納業務所管課長
〃	市民協働部 コミュニティ政策課長	総務担当課長
〃	福祉部 地域共生課長	総務担当課長
〃	福祉部 福祉事務所長	個別収納業務所管課長
〃	健康医療部 保健安全課長	総務担当課長
〃	健康医療部 保険給付課長	個別収納業務所管課長
〃	健康医療部 保険相談課長	個別収納業務所管課長
〃	こども未来部 こども政策課長	総務担当課長
〃	こども未来部 子育て給付課長	個別収納業務所管課長
〃	都市計画推進部 住宅課長	個別収納業務所管課長・総務担当課長
〃	都市基盤部 交通政策課長	総務担当課長
〃	会計課長	個別収納業務所管課長
〃	市立豊中病院 医療情報室長	病院医療情報所管室長
〃	市立豊中病院事務局 病院総務課長	総務担当課長
〃	市立豊中病院事務局 医事課長	個別収納業務所管課長
〃	上下水道局経営部 総務課長	総務担当課長
〃	上下水道局経営部 お客さまセンター窓口課長	個別収納業務所管課長
〃	消防局 消防総務課長	総務担当課長
〃	教育委員会事務局 教育総務課長	総務担当課長
〃	教育委員会事務局 学務保健課長	個別収納業務所管課長
〃	教育委員会事務局 学校給食課長	個別収納業務所管課長
〃	教育委員会事務局 学び育ち支援課長	個別収納業務所管課長

別表2 調整会議委員

	職名
委員	財務部 税務・債権管理長
〃	都市経営部 デジタル戦略課長
〃	財務部 税務管理課長
〃	財務部 債権管理課長
〃	会計課長